

富士高等学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止行動計画】

1 いじめの現状と基本理念

(1) いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

(2) 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

(3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、

状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

ア いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

- (ア) 人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を、各教科・特別活動・総合的な探究の時間等で総合的に推進します。
- (イ) 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための取組を通して、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めます。
- (ウ) 「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持って取り組みます。

イ いじめの早期発見・早期対応

- (ア) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ、その隠匿性の高さから、長期化・深刻化することがあることを認識します。
- (イ) 生徒の日常生活における変化や何気ない言動の中から心の訴えを感じ取るなど、担任や教科担当等が気になる状況があれば、些細なことでも軽視することなく必ず情報交換し、生徒への理解を共有します。

ウ 関係機関との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

3 いじめの防止等のための体制 【別紙 1 参照】

校内におけるいじめの防止、早期発見及びその対処等に関する措置を組織的・実効的に行うための中核組織を常設し、情報収集や事情聴取及び指導・支援については生徒課、教育相談室及び関係機関との密接な連携を図ります。

(1) 組織の名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

ア 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談室長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）の11人で構成します。

イ 必要に応じて、対応事案に関係する教職員の参加やスクールソーシャルワーカー（SSW）、外部専門家を招聘します。

(3) 役 割

- ア いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ いじめの未然防止・対応のための年間計画の企画・実施
- ウ 年間計画の進捗状況及び取組の有効性の検証（PDCA サイクルでの検証）
- エ いじめに関する情報の収集・記録、教職員間の共有化の推進
- オ いじめ事案発生時に緊急会議を開催、事実関係の聴取や指導・支援体制、保護者や関係機関との連携などの対応方針の決定

4 いじめの未然防止と早期発見

(1) 未然防止のための方法

- ア いじめの情報共有の体制整備
- イ 生徒の実態把握
 - (ア) 定期的な個人面談（年2回の面接週間での面談）
 - (イ) 定期的なアンケート調査（年3回の学校生活アンケート）
 - (ウ) 日常的な観察と教職員の情報共有
- ウ 相談体制の整備

(2) 早期発見のための方法

- ア 道徳教育等の推進
- イ 自主的活動（生徒会活動・HR活動）
- ウ 保護者や地域への啓発
- エ 配慮を要する生徒への支援
- オ 教職員の資質向上
- カ 学校評価による取組の改善

(3) 年間指導計画 【別紙2参照】

いじめの未然防止・早期発見の基本的な考え方に基づき、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、以下のとおり年間の指導計画を定めます。

【相談窓口】

相談窓口	相談内容	連絡先
24時間子供SOSダイヤル	子どものSOS全般	0120-0-78310
ハロー電話「ともしび」	学校生活、家庭生活、子どもの心や発達に関する教育相談	055-931-8686
静岡県LINE相談		ID: @shizuokasoudan
こどもの人権110番	人権に関する相談	0120-007-110
LINE人権相談	//	ID: @linejinkensoudan
静岡県警察 東部地区少年センター	少年の非行防止や被害少年支援に関する相談	080-1605-0774
児童相談所虐待対応 ダイヤル	虐待の通告・相談	189

5 いじめ発生時の対応

(1) 発生時の基本的な考え方

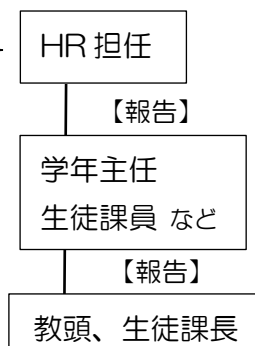
- ア 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに教頭及び生徒課長に報告します。
- イ いじめ対策委員会を開き、ただちに情報収集にあたり、事案について適切な「いじめの認知」を実施します。
- ウ いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒については、いじめ行為に及んだ原因・背景を正確に把握し、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応します。
- オ 程度の軽重を問わず速やかに静岡県教育委員会に報告します。

(2) 発見から指導までの組織的対応

いじめの発見・通報

教職員（HR 担任、授業担当、部活動顧問など）

- ・いじめと疑われる行為を目撃
- ・生徒、保護者からの訴え
- ・アンケート等から発見
- ・同僚からの情報提供 など



<陥りやすい傾向>

- ・自分の責任と思い詰める。
- ・指導力がないと感じる。
- ・独断で判断して解決をあせる。

いじめ対策委員会の開催（対応方針等の決定）

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談室長、SC

※ 事案により、HR 担任や部活動顧問、外部専門家など、柔軟に編成する。

対応方針、役割分担等の決定

ア 情報の収集：いじめを受けた生徒、いじめた生徒、関係者、いじめの態様、緊急度等の客観的事実の確認（別紙3の1・2）

イ 対応方針：指導上の留意点

ウ 役割分担

- ・いじめを受けた生徒へ支援……………生徒課・教育相談室
 - ・いじめた生徒への指導……………生徒課・教育相談室
 - ・級友等の周囲の生徒、全体への指導……………HR 担任・学年主任
 - ・双方の保護者への対応……………HR 担任・学年主任
 - ・その他
 - ・静岡県教育委員会(高校教育課)への報告……………管理職
- ※ 事案により部活動顧問など

支援・指導

基本的な考え方

ア いじめた生徒に対しては、謝罪や責任だけではなく、生徒の社会性の向上や人格の成長等に主眼を置いた指導を行います。

イ 事実確認されたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処します。

ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

● いじめを受けた生徒・保護者への支援	
<p>【基本的な姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を聴取する。 ・いじめられている生徒にも責任があるという考えは持ってはならない。徹底して味方になる。 ・表面的な変化等から、安易に解決したと判断しない。 ・個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。 	<p>【支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。 ・いじめている側を絶対に許さないという姿勢を示す。 ・事態の状況に応じて、見守りを行うなど、安全に落ち着いて学習できる教育環境を確保する。 ・状況により、外部専門家の協力を要請する。 ・事情聴取やアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
● いじめた生徒・保護者への指導・助言	
<p>【基本的な姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を聴取する。 ・いじめは人格を傷つける等、絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・当該生徒自身が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。 ・個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。 	<p>【指導・助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応の協力を求める。 ・心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、特別の指導計画による指導など毅然と対応する。 ・教育上必要があると認める場合は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。
● いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への働きかけ	
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに同調したり、はやしたてたりする行為（「観衆」）は、いじめに加担する行為であることを理解させる。 ・見て見ぬふりをする行為（「傍観者」）も、いじめを受けている生徒の孤独感・孤立感を強めることになるなど、自分の問題としてとらえさせる。 ・全ての生徒が、互いを尊重し認め合える集団づくりを進めるため、HR 担任を中心に、学校行事等を通じて、生徒一人一人の大切さを自覚した学級経営に努め、全教職員はそれを支援する。 	
● ネット上のいじめへの対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な書き込み等があった場合、その事実（名誉棄損、プライバシー侵害等）を確認し、印刷・保存するとともに、関係生徒から事情聴取する。 ・被害の拡大を回避するためのプロバイダへの削除要請や当該生徒・保護者に対する精神的ケア等について、いじめ対策委員会で対応を協議する。 ・必要に応じて、法務局や所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。 	

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と報告

ア 重大事態とは、次のような場合を言います。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金銭を奪い取られた場合 など
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日間を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

イ いじめに関する事案が重大事態であると判断した場合は、静岡県教育委員会に事態発生及び以下の項目について速やかに報告し、調査に関する指示を仰ぎます。

- ・ いじめを受けた生徒の氏名、学年、性別、欠席期間、その他生徒の状況
- ・ 生徒、保護者から重大事態である旨の申し出があった場合は、その内容
なお、生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しません。

(2) 重大事態への調査・・・調査主体が学校と判断された場合

ア 調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われたか、③どのような態様であったか、④いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、⑤学校、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取り

聴き取りが可能	聴き取りが不可能（入院・死亡等）
<ul style="list-style-type: none">・ 当該生徒から十分に聴き取る。・ 在籍生徒や教職員等に対するアンケート調査や聴き取りを検討する。・ 情報提供者の保守を最優先とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴き取る。・ 当該保護者と今後の調査について協議する。・ 在籍生徒や教職員等に対するアンケート調査や聴き取りを検討する。

アンケート調査により得られた情報については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や教職員等に説明します。

ウ 重大事態の発生から1か月程度を目途に、聴取した内容等を書面（別添：「聴取結果のとりまとめ・報告」）に取りまとめます。不登校の生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載します。

なお、調査期間中に当該生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめます。

(3) 調査結果等の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者への情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任があります。（第28条第2項）

そのため、調査により明らかになった事実関係（(2)－ア－①～⑤）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。

- ・情報の提供に当たっては、「適時・適切な方法」で「経過報告」を付けるとともに、他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮した適切な提供を行います。この際、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないよう注意します。
- ・調査結果及び今後の支援方策について、いじめを受けた生徒及び保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明します。

イ 調査結果の報告

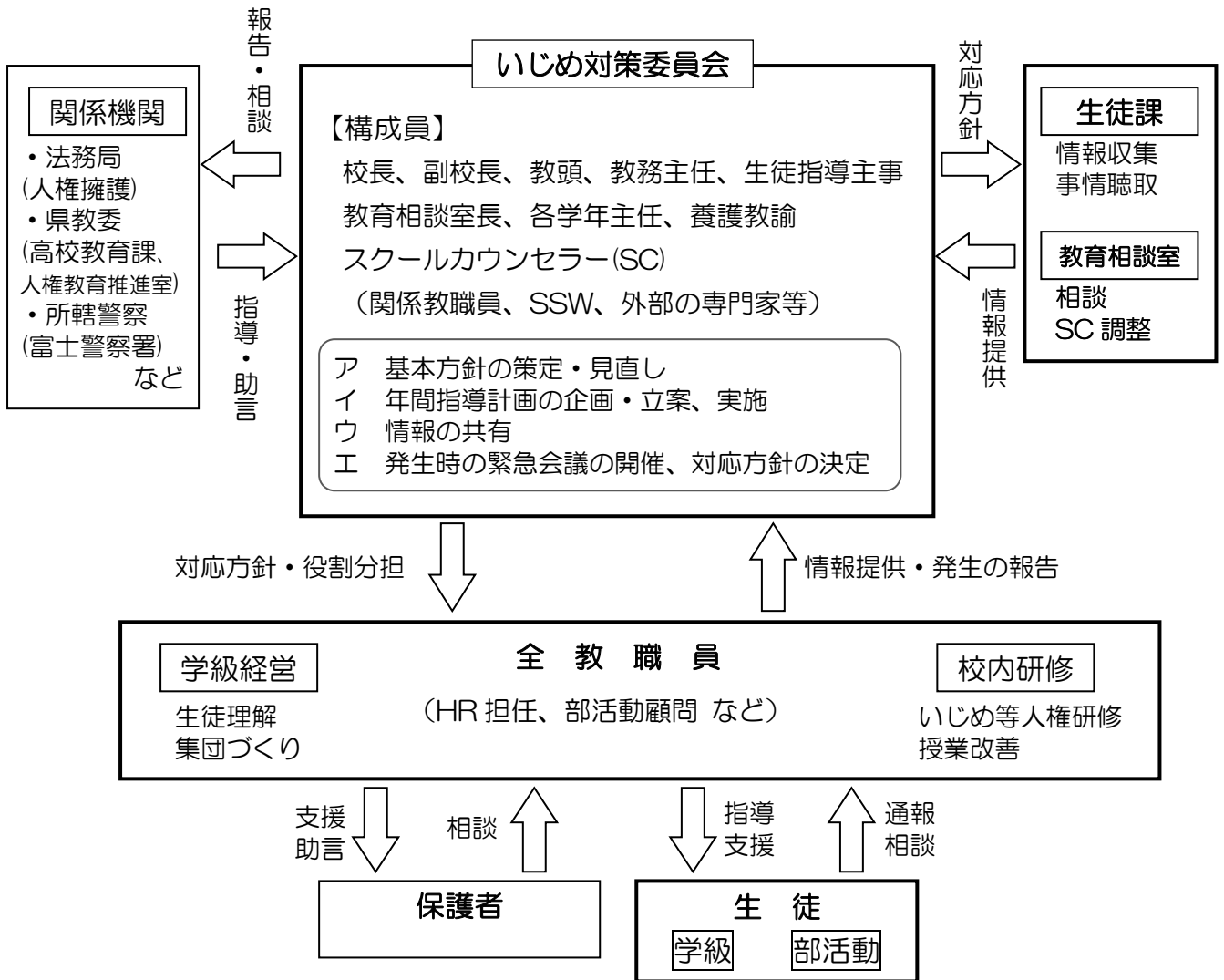
調査の結果については、静岡県教育委員会に報告します。

(4) 報道機関への対応

ア 重大事態に関する情報発信・報道提供については、危機管理マニュアルで定めた広報体制計画に基づき対応します。

イ 対応の際は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を心掛けます。

いじめの防止等のための体制



(別紙2)

いじめの防止等のための年間指導計画

月	1年	2年	3年	学校・教職員
4月	入学時期インタビュー 人間関係プログラム 相談窓口周知 面接週間	人間関係プログラム 相談窓口周知 面接週間	人間関係プログラム 相談窓口周知 面接週間	いじめ対策委員会① (年間計画、情報共有) 学校基本方針のHP公開
5月	心の教育学級懇談 (保護者対象) 心理テスト	心の教育学級懇談 (保護者対象)	心の教育学級懇談 (保護者対象)	
6月	富嶽祭 ネット利用講座 学校生活アンケート①	富嶽祭 学校生活アンケート①	富嶽祭 学校生活アンケート①	学校運営協議会① (年間計画等説明)
7～ 8月	OBOG 企業訪問 保育実習 生徒理解のための調査 キャリアサポート (学期の振り返り) 三者面談 (家庭での様子把握)	生徒理解のための調査 キャリアサポート (学期の振り返り) 三者面談 (家庭での様子把握)	生徒理解のための調査 キャリアサポート (学期の振り返り) 三者面談 (家庭での様子把握)	教職員研修 (教育相談)
9月	面接週間	面接週間	面接週間	学校安全計画の進捗状況 確認
10月	遠足 芸術鑑賞会 薬学講座 学校生活アンケート②	高原教室 芸術鑑賞会 薬学講座 学校生活アンケート②	遠足 芸術鑑賞会 薬学講座 学校生活アンケート②	
11月	思春期講座 授業改善アンケート	授業改善アンケート	授業改善アンケート	
12月	キャリアサポート 学校評価アンケート	思春期講座 キャリアサポート 学校評価アンケート	キャリアサポート 学校評価アンケート 三者面談 (家庭での様子把握)	教職員研修(人権教育) 学校運営協議会② (教育課題協議)
1月	かるた大会	かるた大会	三者面談(家庭での様子把握)	
2月	宝永祭 学校生活アンケート③	宝永祭 学校生活アンケート③		学校運営協議会③ (年間取組成果・課題)
3月	キャリアサポート	キャリアサポート		いじめ対策委員会② (反省、次年度計画案) 成果・課題(学校経営報告)
年間	心見考(総合的な 探究の時間)	心見考(総合的な 探究の時間)	心見考(総合的な 探究の時間)	

【通年】 1 毎朝の健康観察により、生徒の変化の早期発見に努める。

2 ホームルーム活動の中で「人間関係づくりプログラム」を活用するなどして、生徒の状況把握とより良い人間関係を構築する能力を育む。

(別紙3の1)

いじめ指導記録簿

静岡県立富士高等学校「いじめ対策委員会」

感情を抑えて、事実を淡々と、時系列で記録する。

①	被害生徒 氏名	年 組 番	氏名	(男・女)
②	関係する 生徒氏名 (年・ 組)	(年 組 番 男・女)	(年 組 番 男・女)	
		(年 組 番 男・女)	(年 組 番 男・女)	
③	記録日時 記録者	年 月 日 ()		
④	内 容	① 誰が、何人で、②いつ③どこで④誰に対して⑤どんな方法で⑥何をしたか ⑦なぜに(動機、原因)⑧その時の当事者の気持ち(どう思ったか)⑨現在の 当事者の気持ち		
⑤	第一報 の状況	「いつ」「誰が」「誰に」「どのような報告内容」であったか		

(別紙3の2)

対 応 状 況 (支援、指導・助言等)		
月 日	いじめを受けた生徒、保護者への 対応内容	いじめた生徒、保護者への 対応内容

- いじめられた (いじめた) 生徒の状況及び支援・指導内容、対応内容、保護者への指導・助言内容、今後の支援・指導方針等を簡潔に記載する。
- 聴取内容等の詳細は別紙 (様式自由) に記載し添付する。

(別紙4)

聴取結果等のとりまとめ・報告

1 当該生徒

- (1) 学校名 静岡県立富士高等学校
- (2) 学年・学級・性別 _____ 年 組 番 (男・女)
- (3) 氏 名 _____

2 欠席期間・当該生徒の状況

- (1) 期 間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- (2) 状 況 _____

3 調査の概要

- (1) 調査期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- (2) 調査組織 _____
- (3) 外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性

4 聴取内容

- (1) 当該生徒・保護者
- (2) 教職員
- (3) 関係する生徒・保護者
- (4) その他

5 今後の当該生徒への支援方策

(別紙5)

広報体制

＜マスコミ対応での配慮事項＞

- 1 事実を正確に公開することを原則とする。
- 2 関係者の基本的人権の尊重に配慮する。
- 3 解決に向けてマスコミの活用を図る。
- 4 マスコミ取材の心得・態度をしっかりとる。
- 5 誤った報道は訂正を要求し、しかるべき法的処置をとることも検討する。
- 6 やむなく情報を公表するのではなく、学校の主体的判断のもとに対応する。

心得・態度
① ウソは禁物
② 言えないことは「言えない」という
③ 知ったかぶりは禁物
④ 逃げない・待たせない
⑤ 締め切り時間への配慮
⑥ 資料は先手を打って配布する
⑦ 率直な陳謝
⑧ 解禁条件付きの発表方式

係	場 所	担 当	任 務 及 び 留 意 事 項
本 部	応接室	本部長・・校長 広報責任者・・副校長、教頭 本部職員 事務長、各課長 学年主任、該当職員 養護教諭	1 総指揮及び指令 (校長) 2 記者取材及び保護者会用文書の作成(研修・情報・図書) ・ 事実は正確に、隠さない、箇条書き、5W1Hを具体的に ・ 発表文書以外はノーコメントで対応できるよう作成 3 取材後の内容まとめ (研修・情報・図書) 4 マスコミとの相互確認及び依頼事項(副校長・教頭) ・ 教育環境を破壊しない ・ 取材会場、時間、受付方法 ・ 立ち入り及び撮影許可場所(校門から生徒昇降口付近) ・ マスコミ幹事社(マスコミ窓口)決定、可能なら代表取材依頼 ・ 取材は録音、メモを取る、質問者は社名と名前を言う ・ 保護者会は代表取材とする(カメラ1人、記者1人) ・ 保護者会へのマスコミ同席は可否を保護者に諮る(副校長、教頭)
会場・ 受 付	代表取材 →小会議室	総務	1 会場設営(机、椅子、録音準備) 2 受付は名刺または名前、所属報道機関名、配属部署記入
取 材	共同取材 →小会議室 保護者会 取材 →体育館	校長、副校長・教頭 研修主任	1 取材対応は1人、文章を配布して読む(副校長、教頭又は校長) 質問事項には、逃げない、憶測で言わない。反論するときは反論する、文章以上のことは原則としてノーコメント 2 会見内容メモ (副校長、教頭) 3 録音 (研修主任)
渉 外		事務、生徒課	1 撮影場所及び立ち入り禁止場所の指示 2 駐車場の誘導 3 来客、電話対応